

平成20年 1月15日

岩出市長 中芝 正幸 様

岩出市公共下水道事業運営審議会  
会長 堀部 和雄

公共下水道事業の受益者負担金及び使用料並びに水洗化の  
普及促進について（最終答申）

平成18年1月31日付け岩事第1962号で諮問があった標記事項について、別紙のとおり答申します。

## 《別紙》

### I. 公共下水道受益者負担金について

#### 1. 受益者負担金対象事業費の設定

現行制度における下水道建設費の財源構成において事業主体の市町村が負担すべき、「公共下水道建設費の5%程度」を受益者負担金の対象事業費として賦課することが適当である。

#### 2. 負担金算定方式について

受益者負担金算定方式については、一体的な土地利用がなされている区画毎に基本定額を賦課すると共に、土地の面積に比例した額を加算する組合せ方式が適当である。

#### 3. 負担金の賦課時期について

受益者負担金の賦課時期については、下水道接続申請時を採用するのが適当である。

#### 4. 受益者の設定について

受益者負担金を賦課される受益者については、原則として土地所有者に賦課するが、権利関係者間での協議による申告によって確定するものとする。一方で協議がまとまらない場合に備え、接続申請後一定期間が経過した後は市長が受益者を認定できるような制度とすること。

#### 5. 徴収方法について

納付時期を下水道接続時と設定することを前提に、原則として一括納付とすること。

#### 6. 減免・納付猶予制度について

減免については、公共用地など下水道整備の利益の大半が最終的には不特定多数の住民に還元される場合などに限るものとし、原則として行わないこと。

納付猶予については、納付時期が接続時である場合には、農地や空地の納付猶予は不要である。しかし、生活保護世帯や市税非課税世帯など一定の基準を満たす生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予を受けられるような制度を設けること。

### II. 公共下水道の使用料について

#### 1. 下水道使用料体系は、基本水量制と累進使用料制を組み合わせ採用するものとし、税込みで表示する。

#### 2. 基本水量は1ヶ月当たり10m<sup>3</sup>とし、累進使用料は基本水量区分を含めて3段階程度とするのが適当である。

#### 3. 下水道へ排除される汚水量は、上水道使用者にあつては水道使用量を以って汚水量とする。井戸水など、上水道以外の水を利用している利用者の場合は、世帯人数(店舗・旅館などは別途市長が定める基準による人数)に一定水量をかけ汚水量とみな

す。上水道と井戸水等を併用する使用者にあつては、上記算出による汚水量の1/2に水道使用量を加えたものを汚水量とする。

4. 使用料水準は、全体で1 m<sup>3</sup>当り150円程度と設定するが、基本水量に対してはより低廉な価格を設定するものとする。審議会では、下表を妥当とした。

(消費税込み、単位：円)

水量区分(m <sup>3</sup> /月)		
0～10	基本使用料	1,050
10超～30	1m <sup>3</sup> 当り	170
30超～	1m <sup>3</sup> 当り	195
月25m <sup>3</sup> 使用の場合		3,600

流域維持管理負担金などの要因により使用料水準を引き上げる場合は、高度処理費の公費負担を導入するなど、利用者負担増の抑制策を併せて実施すること。

5. 井戸水を営業用に利用している、あるいは製氷業など上水道使用量と汚水量に著しい差異がある場合には別途算定するものとする。使用者が、水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量をもって汚水量とするのが適当である。
6. 用途別使用料や水質使用料については、供用開始当初は設けないものとする。将来、下水道施設に影響を与える施設が接続することが明らかになった場合は、別途検討するものとする。

### III. 公共下水道の普及促進について

1. 供用開始以降、普及状況に応じて下記の取り組みを継続的に行うこと。
- ① 戸別訪問の実施
  - ② 阻害要因の徹底調査
  - ③ 早期接続に向けた広報活動
2. 経済的な普及促進策として、供用開始後3年以内に水洗化を行う世帯に対し下記の2制度を用意し、申請者の希望により選択制とするのが適当である。
- (1) 水洗化融資・利子補給制度
    - ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯を対象に融資をあっせんし、利子補給を行う。(融資上限100万円)
    - ・ 返済は5年間(60回)の元利均等払い。
  - (2) 水洗化助成金制度
    - ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯に対して水洗化助成金を支給する。
    - ・ 供用開始後1年以内の世帯に対しては7万円、2年以内の世帯に対しては5万円、3年以内の世帯に対しては3万円を支給。
3. 排水設備の改造に関する利用者の不安に対応するため、市に相談窓口を設置するとともに、指定工事店制度においては不適切な事業者を排除するよう努めること。